－令和６年度　病院立入検査重点項目－

|  |
| --- |
| これまでの我が国の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備し、患者に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持するため、医療法等が改正され令和６年４月１日から施行されました。　つきましては、貴施設の取り組み状況について、以下の項目を確認の上、書類及び体制が未整備の場合は、ご対応の程、よろしくお願いいたします。なお、病院立入検査時には、下記に沿って確認を行う予定としていますので、チェック後は事前提出書類と共に管轄の保健所に提出いただきますようお願いします。 |

１．医師の労働時間の状況の把握等

（１）　医師の労働時間の把握（医療法施行規則第61条第１項）

　　　　□　下記のいずれかの方法で医師の労働時間を把握している

　　　　　□　タイムカード　　□　パーソナルコンピュータ等の使用時間の記録

　　　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）　労働時間の状況の記録（医療法施行規則第61条第２項）

　　　　□　労働時間記録を作成している（　大学病院等の派遣医師を含む　）。

　　　　□　作成した記録は3年保管している。（※保管予定含む）

（３）　労働時間、面接指導及び労働時間短縮などの措置の対象医師

（医療法施行規則第61条第１項・第3項、第62条第1項、R.6.3.15付事務連絡）

　□　労働時間記録で措置の対象となる医師を毎月定期的に確認している。

（４）　時間外・休日労働が1月に100時間以上と見込まれる医師数

　　　　令和6年4月　　　人、５月　　　人、６月　　　人

**※以下の「２.面接指導の実施方法等」については、時間外・休日労働が1月に100時間以上と見込まれる医師がいない場合、以下の確認（チェック記載）は不要です。**

＜裏面に続く＞

２．面接指導の実施方法等

　管理者は、面接指導対象医師に対し次に掲げる事項を確認し時間外・休日労働時間が1箇月について100時間に達するまでの間に面接指導を行っている。

（１）　管理者は、面接指導医師に対して、以下の項目を確認している。

（医療法施行規則第63条、R6.4.1付通知、R.6.3.15付事務連絡）

　　　　□ア　面接指導対象医師の勤務の状況

　　□イ　面接指導医師の睡眠の状況

　　□ウ　面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

　　□エ　面接指導対象医師の心身の状況

　　□オ　面接指導対象医師の面接指導を受ける意思の有無

（２）　面接指導実施医師は、面接指導対象医師に対して、以下の項目を確認し、記録を保管している。（医療法施行規則第64条、第71条、R6.4.1付通知、R6.3.15付事務連絡）

　　　　□　ア　面接指導対象医師の勤務の状況

□　イ　面接指導対象医師の睡眠の状況

□　ウ　面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

□　エ　その他面接指導対象医師の心身の状況

　　　　□　ア～エの面接指導した記録は、5年間保管している（※保管予定含む）

□　面接指導年月日　　令和　　年　　月　　日（※直近の実施年月日）

（３）　面接指導実施医師は、医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講習（「面接指導実施医師養成講習会」）を受講している。

（医療法施行規則第64条、R6.4.1付通知、R6.3.15付事務連絡）

□　受講済み（受講年月日　　　　年　　月　　日）

３．面接指導対象医師に講ずべき措置（就業上の措置）

（１）　管理者は、面接指導医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、面接指導対象医師の実情を考慮し必要な措置を講じている。

（医療法施行規則第69条第1項、第71条、R6.4.1付通知、R6.3.15付事務連絡）

　　　　□　労働時間の短縮

　　　　□　宿直回数の減少

　　　　□　その他適切な措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　□　必要な措置の記録を5年間保管している。（※保管予定含む）

４．労働時間が特に長時間である医師に講ずべき措置

（１）　管理者は、面接指導対象医師の労働時間が155時間/月を超える場合、労働時間短縮のための必要な措置を講じ、記録を保管している。

（医療法施行規則第70条第1項、第71条、R6.4.1付通知、R6.3.15付事務連絡）

　　　　□　必要な措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　□　記録を5年間保管している。（※保管予定含む）